[様式第10号(第8条関係)](http://www.city.yokote.lg.jp/reiki_yokote/reiki_honbun/r206RG00001344.html)

第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

（担当　　部 　　課）

**命　令　書**

　　あなたの所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　年　月付け　第　号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１　対象となる特定空家等

　　　所在地

　　　用　途

　　　所有者（管理者）の住所及び氏名

　２　措置の内容

　３　命ずるに至った事由

４　命令の責任者　　出雲市　　　部　　　課長

　　　　　　　　　　連絡先：

５　措置の期限　　　年　　月　　日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

　・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

　・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

　・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

　[教示]

　 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁

決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。